平成３1年度　事業計画書（H30.7～H31.6）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　特定非営利活動法人TSUBAME

1. 実施事業の概略

　この法人は、主に重症心身障害児・者、医療的ケア児・者及びその家族・関係者に対し、住み慣れた地域でいつまでも安心で安定した生活を送るための各種生活支援に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とし設立をされました。

　本年度は定款に基づき児童福祉法に基づく障害児通所支援事業「重症児デイNEST」を開所し、安全・安心して重症児及びご家族の方に利用いただくこと、スタッフの教育・研修を行うことを目的とします。

　定款　第５条（１）児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

　　　　　　　（２）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 実施予定事業
2. 定款第５条第１項　児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

主として対象を重症心身障害児とする、児童発達支援事業と放課後等デイサービスの多機能型事業所を、東海市荒尾町金山２３５番地に８月１日付けで開所することとし、下記事業を行うこととします。

* 1. 従業員の確保・研修・教育。
  2. 車両をはじめとする必要機材、備品などの準備
  3. 利用児者案内のための内覧会の開催
  4. 契約書など各種必要書類の作成・準備
  5. 利用児に対する、活動内容の検討・実施など
  6. その他、法人・事業所の開所に向けた各種手続きなど

1. 定款第５条第2項　その他この法人の目的を達成するために必要な事業として

生活介護事業に向けての準備

　「重症児デイサービスNEST」の利用児が特別支援学校高等部を卒業後の行き先を確保するため、平成31年4月を目標に生活介護事業を行うこととし、本年度は下記準備などを行うこととします。

* 1. 定款第5条に障害者総合支援法に基づく生活介護事業を追加すること。
  2. 現在の「重症児デイNEST」の事業場所を現在実施している場所から、事業所内予定場所に移動し、現在の場所を「生活介護」事業所とする準備
  3. 事業所内に予定しているスペースに、入浴設備を設置するための準備
  4. 生活介護に従事するスタッフの募集、採用、教育・研修
  5. 事業申請のため、愛知県との事前相談、事業申請書の作成など